

市外転出者の弁護士委託による未収金徴収委託について

1. 委託するに至った経緯

公営企業の未収金に係る債権のうち、市外転出した滞納者に対しては、効率上の観点から、文書を中心とした催告にとどまるケースが多いことから、結果として債権回収が進まないため、やむを得ず債権放棄・不納欠損処理に至っている状況です。

この現状を踏まえ、納付の公平性を確保する観点から、市外転出した滞納者の未収金回収強化を図ることを目的に、市外転出者の未収金の回収を弁護士へ委託することといたしました。

2. 委託内容の詳細について

- ①委託内容 : 恵庭市公営企業が保有する債権のうち市外転出者の未収金の回収
- ②委託先 : みずなら法律事務所
- ③委託期間 : 令和2年9月1日～令和3年2月28日（令和3年3月は検証期間とする）
- ④委託料 : 回収額の30%

3. 今年度の実績

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
委託未収金(円)	1,579,958	1,238,176	1,068,757	962,437	904,580	879,854	
回収額(円)	341,782	169,419	106,320	57,857	24,726	17,641	717,745
回収件数(件)	29	18	10	9	5	4	75
回収率(%)	21.63	13.68	9.95	6.01	2.73	2.00	45.43
手数料(円)	112,787	55,907	35,085	19,092	8,158	5,821	236,850

4. 今後の方針について

令和2年度の契約については、令和3年2月28日までとなっており、令和3年3月については検証期間とし、令和2年度の実績をもとに来年度の契約内容についての精査を行います。

令和3年度の契約については令和2年度に委託した債権の中で回収した債権を差し引き、回収できていない債権を改めて委託するとともに、委託後に市外転出した滞納者も含めて令和3年度の委託債権としたいと考えております。